

練馬区会計年度任用職員（地域精神保健相談員）

募集案内

1 職務内容および勤務場所

職務内容	勤務場所
(1) 精神障害者等への訪問支援 (2) 障害者福祉サービス利用に係る障害支援区分認定調査 (3) 精神障害者等に対する相談、助言および支援 (4) 上記(1)～(3)に係る事務の取り扱い	豊玉保健相談所 (練馬区豊玉北5-15-19)

2 応募資格

下記のいずれにも該当する方

- (1) 精神保健福祉士の資格を有する方
- (2) 福祉事務所や保健所などの公的機関や医療機関、企業、団体において精神障害者などの相談支援業務の実務経験がある方

3 任用期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日

※ 選考のうえ、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。

4 採用予定数

1名

5 勤務条件

- (1) 報酬額 月額 258,444円（地域手当相当額を含む）
※報酬の支給日は、当月15日です。
※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1か月の上限額 55,000円）
ただし、支給月は半年単位（4月と10月）です。
※この他に期末・勤勉手当の支給があります。
- (2) 勤務日数 月16日勤務
- (3) 勤務時間 8:30～17:15
- (4) 休憩時間 12:00～13:00

- (5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (6) 時間外労働 無し
- (7) 加入保険 健康保険有り、厚生年金保険有り、雇用保険有り
- (8) 次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (9) その他
 - ・他の保健相談所の地域精神保健相談員に欠員等が出た場合や支援対象によっては勤務場所に関わらず、出張により 1 (1)～(4)に記載した職務をお願いする場合があります。
 - ・敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所なし）

6 申込書類

- (1) 受験申込書(写真貼付)
- (2) 資格を有することを証明するものの写し

※地方公務員法の適用により、下記に該当する方は受験することができません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

7 申込期限

令和 8 年 3 月 16 日（月）【必着】

※郵送または直接、下記申込先にご提出ください。

8 選考方法・日程等

- (1) ご提出いただいた書類に基づき、書類審査を行います。
- (2) 書類選考の結果については、3月19日（木）に郵送で発送します。その際、書類選考合格者には、面接選考（3月30日（月）に豊玉保健相談所で実施）をご案内します。

9 その他

提出された書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。
また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

10 申込および問合せ先

〒176-0012 練馬区豊玉北 5-15-19

豊玉保健相談所 管理係

電話 03-3992-1188

※ 受付は平日の 8 : 30～17 : 15